

東京都 社会課題解決型スタートアップ支援事業

【第1期】コンセプト検証 募集要項

1. 事業概要

多様な社会課題が顕在化している中、様々な企業や組織で、社会課題への対応や解決に向けた取り組みが求められています。このような問題を解決するには、独創的・革新的な解決策を有し、優れたソリューションを多数創出することができるスタートアップとの連携が必要かつ効果的であると考えられます。

東京都が主催する社会課題解決型スタートアップ支援事業（以下：本事業）では、社会課題の解決に向けて、スタートアップと様々な企業・組織との協業を促進します。協業促進の一環として、スタートアップの持つソリューションの企業・組織への導入、もしくはスタートアップと企業・組織の連携による新規事業の創出に向けたコンセプト検証を支援します。

2. 支援内容

下記のような社会課題の解決に資するスタートアップ製品・サービスの企業・組織への導入や、スタートアップと企業・組織が連携した新規事業の創出に係るコンセプト検証を支援します。

<支援対象として想定する社会課題>

領域	社会課題	キーワード
DX	労働力不足・経営 人材不足への対応	業務の効率化・自動化、リスクリング、副業 や多様な働き方の促進、Gen AI 等の利活用
	多様化するニーズ への対応	顧客データの取得・分析、付加価値向上、デ ジタルデータ・Gen AI 等の利活用
	事業継続性リスク への備え	自然災害やパンデミック、サイバー攻撃等の リスク予測、事業承継対策
環境 サステナビリティ (GX・CE)	カーボンニュート ラルの実現	GHG 排出量の可視化や削減、カーボンクレ ジット、DAC、HTT、次世代エネルギー
	サーキュラーエコ ノミーへの移行	3Rの推進や再生材の利用、プラスチック製 品や食品ロスの削減
女性活躍支援 フェムテック	女性特有の不調・ 疾患への対応	避妊や月経、婦人科系の疾患、産前産後ケア 等女性に特有の不調や疾患への対応サポー ト、更年期への対応支援
	妊活・不妊治療へ の支援	不妊治療へのサポート
	キャリアの継続や 復職への支援	現状女性に偏りがちな育児や介護、家事等の サポート、 休職・離職後の職場・社会復帰や柔軟な働き 方の支援

<想定するコンセプト検証の例>

- ① スタートアップの新規製品・サービスを、トライアルで導入・運用し、ビジネスモデルとしての実現可能性や課題を検証するコンセプト検証
- ② スタートアップが他の大企業・中小企業等と連携して新規事業やビジネスモデルを検討し、顧客ヒアリングやトライアルを通じて、ビジネスモデルの実現可能性や課題を検証するコンセプト検証
- ③ 特定業種・規模で導入実績を持つスタートアップの既存製品・サービスをカスタマイズし、他業種・規模での導入効果を検証するコンセプト検証

(1) 伴走支援

コンセプト検証の計画策定から実行、検証結果のとりまとめにおいて、担当メンターが以下に関する助言等を行う。

- ① コンセプト検証計画 策定、および企業・組織間調整
- ② コンセプト検証における連携先開拓支援
- ③ 必要な資金の算出および調整
- ④ 検証支援（実験場所・機材の提供支援を含む）・進行管理
- ⑤ 検証結果とりまとめ、成果報告資料の作成
- ⑥ 法律、知的財産等の専門家へのスポットメンタリングの調整・提供*

* 秘密保持契約が必要となる内容は対象外となります

(2) 費用支援

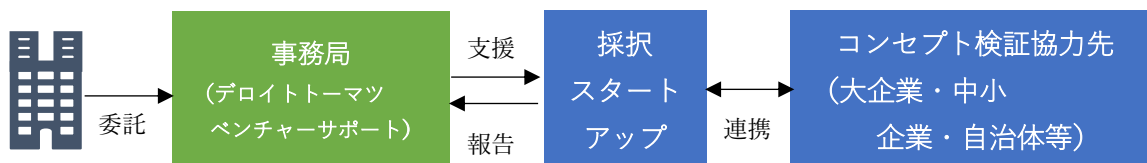
- ・ コンセプト検証の実施に係る費用は、審査を行った上で支援します。
- ・ 1社あたりのサポートの上限は1000万円となります。ただし、採択スタートアップの資産取得につながるものは対象外とします。
- ・ 具体的な経費項目やその金額については申請者が応募書類に記載し、審査過程および採択後に、運営事務局側で個別に確認・調整を行うものとします。（採択件数や予算総額を踏まえ、運営事務局が調整を行う場合があります。）
- ・ 詳細については、運営事務局までお問い合わせください。

<主な費用の例>

大項目	小項目
プロダクト費	プロダクトやシステムの改修費、開発費、システム運用費、プロダクト利用料、外注費 等
経費	機材リース費や調査研究費、通信費、人件費、交通費 等

* プロジェクトに直結する費用を対象とします。詳細は採択企業と別途、調整させていただきます。

(3) 支援スキーム



* 第1期では10社程度の採択を予定しております。

(4) 支援期間

2025年1月～2026年3月までの期間において、原則として3～8か月の単位でコンセプト検証の性質・特徴に応じて決定します。(加えて、2026年1月～3月に本事業全体の成果報告会を予定しており、同成果報告会への出席・登壇等にご協力をいただきます)。

3. 応募資格・要件

応募者(代表事業者)は次に掲げるすべての事項を満たすスタートアップであることとします。

- ① 社会課題解決に寄与するソリューションを保有すること。
- ② 応募時点で概ね創業10年を超えないこと、かつ、中小企業基本法における中小企業の定義を満たすこと。*

*【参照】中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

中小企業の適用範囲でご不明な点がある場合は、事務局にお問い合わせください。

- ③ 東京都内において事業展開を行っている、又は行おうとしていること。
- ④ 応募時点で株式市場において未上場であること。
- ⑤ プロジェクトの実施能力を有しており、かつ、事業継続するにあたって財務基盤の安全性が確保されていること。
- ⑥ 本事業で実施するプロジェクトについて、国や他自治体からの委託や助成を受けておらず、令和8年3月31日までの間は受けない予定であること。
- ⑦ 地方自治法施行令(昭和26年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑩ 反社会的勢力またはそれに関わるものとの関与がないこと。
- ⑪ 過去に国・都道府県・区市町村等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと。

- ⑫ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。
- ⑬ 代表事業者が協力企業・自治体等とチームを組んでプロジェクトを実施する場合には、協力企業・自治体等が上記の⑥から⑫のすべてに該当すること。

<協力企業・自治体 等の対象範囲に関して>

原則として

- ・都内に事業所を有する大企業・中小企業
- ・都内 基礎自治体・行政機関
- ・都内 その他 組織（社団法人・財団法人、NPO法人 等 法人格を有する組織）

4. スケジュール

- ・公募期間：2024年12月25日（水）～ 2025年1月19日（日）23:59
- ・書面審査、結果通知：1月下旬
- ・コンセプト検証 キックオフMTG：結果通知以降、速やかに設定

5. 応募方法

代表事業者は、下記応募書類を提出期限までに事務局アドレス宛に添付ファイルにてメール送付ください。事務局より、受付完了メールを返信しますので、ご確認ください。なお、代表事業者当たり応募は1件までとします。

※メールに応募書類を添付できない場合は、ファイル共有ツールのダウンロード先リンクを事務局までお送りください。

<応募書類一覧>

No	資料名	記載事項
様式1	エントリーシート	・代表事業者名、所在地、連絡先等を記載
様式2	提案書	・コンセプト検証の概要、中長期に目指す姿、ビジネスモデル、検証内容、体制、スケジュール等を記載
様式3	コスト試算表	・費用支援を希望する対象費目、金額等を記載

6. 審査・選定方法

(1) 審査基準

採択スタートアップの選定にあたっては、以下の基準に基づき総合的に評価を行います。ただし、応募資格を満たさないと見なされた場合には、失格とします。

審査基準		概要
1.本事業との適合性	1-1.社会課題との整合性	支援対象として想定する社会課題に関連するサービスおよび事業内容であるか
2.社会課題への寄与	2-1.社会変革の具体性	成果として、社会や住民への好影響が明確かつ具体的に描けているか
	2-2.横展開の可能性	社会実装につながる可能性の高いサービスおよび事業であるか（想定する市場に将来性があるか）
3.革新性	3-1.優位性・差別化	技術・製品・サービスに独自性が認められるか
4.実現可能性	4-1.計画の具体性	スケジュール・具体的な計画が十分に練られているか
	4-2.検証項目の具体性	検証すべき項目が具体的にイメージできているか
	4-3.座組・役割の明確化	検証協力先が確定している、または連携候補が具体的にイメージできている、役割が明確であるか
5.熱意・意欲	5-1.本事業に対するコミットメント	本事業に対する意欲・コミットメントが高く、企業等の社会課題解決に向けた取り組みを加速させることが大いに期待されるか

(2) 書面審査

提出された書類に基づき、書面審査を行います。なお、審査の過程で、事務局から応募内容に関して追加の説明や資料の提出を求められることがあります。

(3) 審査結果通知

2025年1月下旬に応募者に通知する予定です。なお、選考過程は公表しません。また、審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

7. 留意事項

応募者は以下の点に留意の上、ご応募ください。

(1)以下の(ア)～(エ)に該当すると都が判断した場合は、審査対象外とさせていただきます。

(ア)応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合

(イ)暴力団等反社会的勢力との関係を過去または現在において有している場合

(ウ)応募内容に不備がある場合

(エ)応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都及び運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合

- (2)応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、都及び運営受託者にて審査にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。個人情報を事前の承認なく都及び運営受託者以外の第三者に提供することはありません。
- (3) (1) に該当することが判明した場合など、選定事業者として不適切であると都が判断した場合には、応募を無効とする場合があります。なお、事業者は、無効に起因又は関連して生じたいかなる損害についても賠償請求できないものとします。
- (4)本事業の審査及び選定は都が判断し、決定します。
- (5)審査、選定及び承認に関して、都及び運営受託者が選定された企業の事業計画等について一切の保証を行うものではありません。
- (6)コンセプト検証は、関係法令等を遵守し、選定されたプロジェクトチーム（代表事業者及び協力企業、自治体等）の責任で実施すること。コンセプト検証の実施に際して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、プロジェクトチームがその費用を負担すること。また、法的な確認等が取れない場合、採択見送りとなることがある。
- (7)本事業で発生した知的財産権等は、プロジェクトチームに帰属します。
- (8)採択された場合には、以下の(ア)～(ウ)にご協力ください。
- (ア)事務局との定期的なミーティング（隔週に1回程度）を実施し、進捗状況や課題等についての共有・協議の場を設けること
- (イ)プロジェクト結果を検証するための、事後調査（アンケートやインタビュー）や、プロジェクトで得られた情報等（個人情報を除く）を必要に応じて提供すること
- (ウ)本事業を広くPRすることを目的とした、プロジェクト期間中の映像撮影や、当該映像等の公表等、本事業の取組に係る情報発信

8. お問い合わせ

本事業に関する問い合わせは、以下にご連絡ください。

「東京都 社会課題解決型スタートアップ支援事業」事務局

デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社

（「社会課題解決型スタートアップ支援事業運営業務委託」受託者）

担当：杉本、上村、小林

住所：〒100-8360 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

メールアドレス：shakaikadai_kaiketsu_tokyo@tohmatu.co.jp